

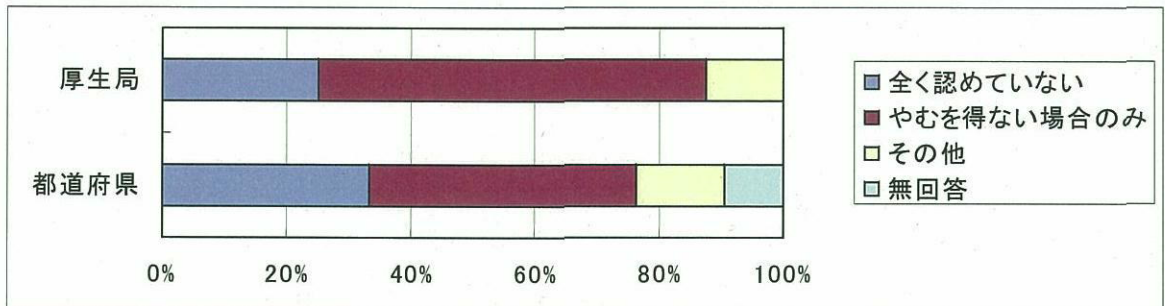
## 第4 施設及び設備に関すること

### 1 施設の配置について

#### ア 施設の同一施設内設置に関する指導状況

施設及び設備について、「同一敷地内に整備するよう指導」している厚生局は2件(25.0%)、都道府県は7県(33.3%)となっており、「やむを得ない場合は分設を認める」と指導している厚生局5件(62.5%)、都道府県は、9件(42.9%)であり、やむを得ない場合の要件として、

- ・定員増で施設を拡張する場合で、土地が狭隘であり、拡張が困難な場合
  - ・授業の合間の移動において、授業計画及び校舎間の距離等を考慮して支障がないと判断された場合
  - ・移動手段の確保が確実な場合
- をあげている。



※

都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

#### イ 施設の同一敷地内の設置状況

養成施設では、「同一校内に設置」は321件(92.8%)、「分設して設置」は18件(5.2%)となっている。

